

アーチェリー場 利用料金表（照明利用の場合）

区 分	使用料の額（円）
	1 時間当たり
料 金	100

利用料金についての補足事項：

- ・ アーチェリー場の屋外照明を使用する場合は、電気代相当分として上記の利用料金を負担していただきます。
ただし下記の場合は、市または学校、スポーツ協会を通じて減免申請書を提出していただくことで負担を免除します。（詳細・不明な点につきましては、当施設の問合せ先までご連絡下さい。）
 1. 市または市立学校が使用するとき
例. 市立公民館の事業、中学校の部活動など
 2. 市内に住所を有する中学生以下の者の健全育成を図る目的で使用するとき
例. ジュニア教室など
 3. 市内に住所を有する65歳以上の者の生きがいづくりや健康づくりの目的で使用するとき
例. シニアのクラブや老人会などで構成員全員が65歳以上の団体
 4. 障がい者スポーツの振興を図る目的で使用するとき
例. 障がい者手帳の提示や福祉団体などが使用するとき
 5. その他公益上必要なとき
例. 地域の防災訓練、校下スポーツ（体育）協会の活動（社会体育大会、市民スポーツ大会の練習）
- ・ アーチェリー場の屋外照明を使用しない場合は無料です。